

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)第2条9. 1に基づくものです。

農林物資の規格化等に関する法律に基づく
有機加工食品の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機加工食品の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機加工食品の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
有機加工食品
- 3 趣旨及び目的
有機加工食品の日本農林規格について、生産の実情、国際的な規格等を踏まえ、以下の改正を行う。
(1) 使用許可資材(添加物)に粉末セルロースを追加する。
(2) 使用許可資材(薬剤)にゼラニウム抽出物及びシトロネラ抽出物を追加する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
T E L (03) 6744-2098
F A X (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から60日後